

第七十三回  
帝國議會貴族院

# 市街地建築物法中改正法律案特別委員會議事速記録第二號(一)

昭和十三年三月七日(月曜日)午後一時三十七分開會

○委員長(子爵會我祐邦君) 只今カラ前回

ニ引續キマシテ委員會ヲ開キマス、御質問ガゴザイマシタラ……

○菊池恭三君 是ハ何デスカ、大體ノ區別ハ、斯ウ云フモノハ一緒ニシテモ宜イ、斯ウ云フモノハ一緒ニシテハイカヌト云フ大體ノ何ガアリマスカ

○政府委員(松村光磨君) 御参考ニ参考ト

住居專用地區内ニ於テハ斯ウ云フモノヲ建テサセヨウ、斯ウ云フ工業地區ニハ斯ウ云フ建物ヲ禁止シヨウト、斯ウ云フコトヲ書イテ居リマスノデゴザイマスガ、之ヲ御覽戴ケレバ大體斯ウ云フコトヲ標準ニシテヤツテ居ルト云フコトガ御分リニナラウカト思ヒマス、併シ是ハマダ参考案デゴザイデ、能ク御意見等モ承ッテ、法律案ガ通過シタナラバ更ニ研究ヲ加ヘテ確定致シタイト

○菊池恭三君 同ジ工業デモ煙ノドン／＼出ル所ガアリ、ソレヲ又嫌フ仕事ガアリマ

スネ、サウ云フノヲ隣ヘ建テラレテハ此方ハ困ルカラ、サウ云フノハ政府ノ方デ干渉爲サル御意鄉デスカ

○政府委員(松村光磨君) 御尤ナ御質問デゴザイマシテ、危險若シクハ有害ナ瓦斯ヲ發生スル工場ガ實ハゴザイマスノデ、風ノ工合ニ依ッテハ、其ノ瓦斯ガ來ルト云フト、一方ノ工場ニ非常ニ被害ガ及ブト云フヤウ

ナコトガ能クアリマシテ、東京デモ現ニ江東方面ニサウ云フコトガアリマシテ、困ッタ

例ガアリマス、ソレニ付キマシテハ、現在ノ建築法ノ第四條ノ第二項ニ危險有害ナル工場ニ付キマシテハ、地區ヲ指定シテ、其處デナケレバ造ツテハイカヌト云フヤウニ、

○男爵加藤成之君 此處ニ空地地區ト云フノガアリマスガ、之ニ付テモウ少シ實例ノヤウナモノヲ説明シテ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(松村光磨君) 只今東京ノ郊外ニハ殆ド住宅專用ノ地域ガ相當各方面ニ

大體ソレデ行キタイト云フコトデ、或程度迄東京デハ色ンナ各業者ノ御意見等ヲモ承リマシテ、其ノ地區ヲ決メマシタノデゴザイマス、大阪ニハマダ其ノ地區ハ指定シテ、三十坪位ガ大多數ヲ占ムル地域ガ相當ゴザイマス、デ斯ウ云フ東京市ノ郊外ノ、良イ此ノ住宅地ヲ、將來成ルベク住宅ガ混ミ合ハナイヤウニ敷地一ペイニ家ヲ建テルコトヲ成ルベク避ケルヤウニシテ行クコトガ、

嫌ハレル所ガアリマシテ、サウ云フモノヲ自分ノ處ニ指定サレテハ困ルト云フヤウナ意見モアルノデスカラ、今指定シ兼テ居リ

マス、併シ段々工場ガ殖エテ參リマスト、

サウ云フ問題ガ段々多クナルト思ヒマスカラ、是ハ地方々々ノ事情ニ應ジマシテ研究

シテ戴キマシテ、地方ノ關係者其ノ他カラアレバ決定シテ行キタイト斯ウ考ヘテ居リ

マス

○男爵加藤成之君 此處ニ空地地區ト云フノガアリマスガ、之ニ付テモウ少シ實例ノヤウナモノヲ説明シテ戴キタイト思ヒマス

○政府委員(松村光磨君) 只今東京ノ郊外ニハ殆ド住宅專用ノ地域ガ相當各方面ニ

十坪ト云フ譯デモゴザイマセヌガ、サウ云

フ實際ノ狀況ヲ調べマシテ、其ノ實際ノ

狀況ニ成ルベク適合サスヤウニ、制限ヲシテ行キタイト云フ、此ノ方面ニ於キマシ

テハ自分ノ敷地ニハ建物ヲ五十坪ニ制限スルノガ宜イト思ヒマス所ニハ、サウ

云フ制限ヲスルシ、三十坪デ宜イト考ヘマス所デハ三十坪ト云フコトデ、其ノ地方ノ

情勢ニ合ツタヤウニ、其ノ建物ヲ建テル時ニ

制限ヲシテ行カウト、斯ウ云フノデアリマス、併シ現ニ或一定ノ地域ノ中デ、現ニ全體的ニハ敷地百坪ニ付テ、建築サレタモノガ三十三坪デアリマシテモ、中ニハ或ハ六十坪、七十坪ノ地域ノモノガアルカト思ヒマ

ス、ソレニ付キマシテハ特別ノ取扱ヲシテ現状ノ儘ヲ認メテ行クト云フ考デアリマス、大體トシテハサウ云フ一定ノ制限ヲシテ、ソレ以上成ルベク混ミ合ハヌヤウニシタイト云フノガ、此ノ空地地區ノ今度作ラウト云フ制度デゴザイマス、東京ノ山ノ手方面ニ付キマシテモ、恐ラク震災前ニハ今日程建込ンデ居ナカッタノデヤナイカト思ヒマス……此ノ敷地ト建物ノ面積ト云フモノガモット緩ヤカデアッタノデヤナイカト思ヒマスガ、震災後非常ニ東京市ガ發展スルト共ニ、段々此ノ空地ガナクナッテ來テ、敷地一パイニ家ヲ建テルコトガ段々ニ多クナッテ來タノデヤナイカト考ヘラレルノデゴザイマスガ、斯ウ云フ現在ノ郊外地モ恐ラク之ヲ此ノ儘ニ放任ヲシテ置ケバ、今日ノ立派ナ東京郊外ノ住宅地ガ、矢張リ敷地一パイニ家ヲ建テルコトガ段々多クナッテ參リマシテ建込シテ來ヤセヌカ、サウスルト結局下町モ同ジヤウニナッテ來ル虞ガ多分ニアルノデアリマシテ、ソレヲ今日ニ於テ空地地區ニ依テ防イデ、都市ノ稠密情態ヲ防グト云フ制限ヲ確立シテイツ迄モ立派ナ住宅地トシテ健康ナサウシテ、防空的ニモ防火的ニモ良イ市街地ヲ作ッテ置キタイト云フ希望ガ此ノ空地地區ノ制度デゴザイマス、實際ニ制

限スル時ハ敷地百坪ニ付テノ建物ノ面積ヲ三十坪ニスルカ、五十坪ニスルカ、或ハ六十坪ニスルカハ實際ノ狀況ニ應ジマシテ決メテ行キタイト考ヘテ居リマス○委員長(子爵會我祐邦君) チョット伺ヒマスガ、若シ此ノ法案ガ通過致シマシテ、マスガ、若シ此ノ法案ガ通過致シマシテ、之ヲ實施サレルニ當リマシテ今政府ノ御考ニナッテ居リマス範圍ニ於キマシテ、此ノ専用住宅地ト云フヤウナ面積、及ビ工場地帶ニサレル面積ト云フモノハ東京市ノ何分ノ一位ノモノヲ指定セムト御考ニナッテ居リマスルノデスカ

○政府委員(松村光磨君) 東京ノ實際ノ指定ノ際ニドウ云フ風ニヤルカト云フコトニ付キマシテハマダハッキリシタ意見ヲ有ッテ居リマセスガ、向フノ圖面デ十分御覽下サイマスレバ、一番左ノ方ニ圖面ガゴザイマスガ、其ノ中デ綠ノク、專用住居地域トデモ申シマセウカ、其處ニハ矢張リ制限ハナサルノデスカ、住宅地ト家居トノ制限ハ自然ト其處ニ住ム人ノ割ト云フヤウナコトヲ適當ニ制限ヲシテ行ノデスカ

○政府委員(松村光磨君) 住居専用地區ニ同ジヤウナ意味ニ制限ヲ、御指定ヲナサルノデスカ

○政府委員(松村光磨君) 地方ノ事情ニ依テサウ云フ空地地域ヲ……専用住居地域内ニサウ云フ空地制限ヲスレバ宜イト認メラレバ、サウ云フコトヲヤレバ宜イト思ヒマスガ、東京市内ニ於キマシテハ非常ニ純粹ノ住居地域ト認メラレル所デモ、相當家ガ建込ンデ居リマシテ、直チニ其處へ空地區域ヲ持シテ行クノニ非常ニ工合ノ惡イ所ガ相當アルカト思ヒマスカラ、其ノ地方ノ部分ア、云フ部分ヲ工業専用地域ニ指

狀況ニ應ジマシテ、必ズシモ空地ヲ直グニ持ツテ行カウトモ考ヘテ居リマセヌガ、要スルニ地方ノ事情ニ依ツテ決定シタイト考ヘテ居リマス

○委員長(子爵曾我祐邦君) モウ一ツ承リ

マスガ、此ノ何ニ依リマスト、住居地域ト工業地域ト、商業地域ト云フモノトハ自ラ分レテ來ルヤウナ譯ニナリマスガ、其ノ三ツニ屬セザルモノハ何ト云フ名前ヲ御附シニナル御積リデアリマスカ、詰リ其ノ圖面デ拜見致シマシタヤウニ未ダ大東京ノ面積ニ比シマスト、指定サレマス面積ハ非常ニ小サナモノデアル、併シ將來ハ之ヲ大キク延シテドンヽ行カレル積リデアリマスカ、當分ハ只今御考ニナッタ範圍デ御止メニナル御積リデアリマスカ、其ノ點モ承ッテ置キマス

○政府委員(松村光磨君) 現在ノ狀況カラ申シマスト、工業地域、商業地域、住居地域ノ外ニ未指定地域ト云フノガアリマス、アノ圖面デ見マスト黄色ナ所ガ残ツテ居リマス、之ヲ未指定地域ト申シマシテ、是ハ住居地域デモナケレバ、商業地域デモナイ、工業地域デモナイ所アリマス、法律ノ精神ヲ讀ンデ見マスト、工業地域ヨリモ幾ラカ商業地域、住居地域ニ近イ中間地域ノヤウニ見エマス、

俗ニ我々ガ呼ンデ之ヲ輕工業地域ト申シテ居リマスガ、サウ云フ地域ガゴザイマス、例ヘバ東京デ申シマスト云フト、東京隅田川ノ向フ側ノ本所方面ノ月島ノ一帶ハ未指定地域ニナツテ居リマスガ、アスコニ大キナ

工業ガ出來テ煤煙ヲ盛ニ吐クト云フト、日本橋、京橋方面ニ非常ナ煤煙ガ來ルト云フノデ、此處ニハ大キナ工業ガ來ナイヤウニ、ア、云フ風ニ黃色ヲ塗ッテ未指定地域ニシ

タ譯デアリマス、是ハ現在ハ其ノ通リニ實行サレテ居リマス、斯ウ云フ地域モ或程度迄必要デアラウカト存ジマス、大阪ニ於キ

○政府委員(松村光磨君) サウデス

○委員長(子爵曾我祐邦君) サウ致シマス

ト只今仰ツシヤイマシタ未指定地域ト云フ、モノハ、要スルニ其處ハ商業スルモ可ナリ、モノハ可ナリ、輕工業ト仰ツシヤイマシタガ、非常ニ大キナ工場デナ一以上ハ其處デヤツテモ宜イト云フ譯デアリマスカ

○委員長(子爵曾我祐邦君) サウ致シマス

所ノ道路ノ角ノ切り方ガ自動車ノ旋回半徑ト伴ツテ來ナイ結果、サウ云フコトノ無駄ナ

地域ガ起ル、其ノ四角ノ中ニアル所ノ危険

物等非常ニ危イ物ガアリ得ルト云フコトガ

言ヒ得ルト思ヒマス、此ノ際道路ヲ擴ゲル

ニ當リマシテハドウカサウ云フヤウナ點ニ

十分ノ御考慮ヲ拂ハレ、且又前ニ九尺デア

リマシタモノヲ四「メートル」ト云フコトデ

アリ、又或場合ニハ九尺ノ道路モ認メルト

云フヤウナ意味ノコトガアリマスガ、ドウ

カソレ等ニ對シテハ電信柱ノ位置ヲ兎角考

ヘテ戴キタイト思ヒマス、折角四「メート

ル」ニ擴ゲラレマシテモ、極ク小サナ四「メー

トル」ノモノガ直角ニ來テ居ル場合ニハ

角ニ電信柱ガアタリ何カ致シマスト云フ

ト、其處デ蒸氣「ポンプ」モ廻ラナケレバ何

モ廻ラナイト云フコトニナル、「トランク」ガ

二臺遭フト五時間モ動カナクナルト云フコ

トニナラナイヤウニ、其處等ハアレニ書イ

テアルヤウナ狀況ニナラウト思ヒマスガ、

其ノ點ニ付テハ將來御考ニナルト考ヘマ

本橋、京橋方面ニ非常ナ煤煙ガ來ルト云フノデ、此處ニハ大キナ工業ガ來ナイヤウニ、ア、云フ風ニ黃色ヲ塗ッテ未指定地域ニシタ譯デアリマス、是ハ現在ハ其ノ通リニ實行サレテ居リマス、斯ウ云フ地域モ或程度迄必要デアラウカト存ジマス、大阪ニ於キマシテモ只今申シマシタヤウナ工業地域ト佳居地域トノ間ニ未指定地域ト云フモノヲ持ツテ居リマス、此ノ未指定地域ヲソレデハ将來共之ヲ斯ウ云フ風ニシテ置ク積リカト

○政府委員(松村光磨君) 而シテソレガ

○委員長(子爵曾我祐邦君) 將來ノ發展如何ニ依ツテハ之ヲ指定スルヤ

○政府委員(松村光磨君) 考ヘテ居リマス

シテ、將來ドッヂカニ歸屬ヲ決メナケレバナ

ラヌモノモアルカト思ヒマスガ、又場合ニ

依ツテハ現狀ノ儘ニ置イテ置クコトモ考ヘ

テ許シヲ戴キマスガ、一番終ヒノ所ニ道路

ナケレバナラヌカト考ヘテ居リマス、要ハ

健其ノ他ノ關係カラシテ道路ノ幅ヲ擴ゲム

ト欲スルノデアルト云フコトヲ伺ッタノデア

リマスガ、道路ノ幅ヲ擴ゲルニ付テ十分御

ヘル場合モアラウカト考ヘテ居リマスガ、

考ヲ戴キタイトコトハ、皆様モ御氣附ノ如ク

或道路カラ或道路ニ自動車ガ廻ル時ニ、角

○委員長(子爵曾我祐邦君) モウ一ツ續イテ居リマスガ、一番終ヒノ所ニ道路ナケレバナラヌカト考ヘテ居リマス、要ハ健其ノ他ノ關係カラシテ道路ノ幅ヲ擴ゲムト欲スルノデアルト云フコトヲ伺ッタノデアリマスガ、道路ノ幅ヲ擴ゲルニ付テ十分御ヘル場合モアラウカト考ヘテ居リマスガ、考ヲ戴キタイトコトハ、皆様モ御氣附ノ如ク或道路カラ或道路ニ自動車ガ廻ル時ニ、角

○政府委員(松村光磨君) 左様デゴザイマス

○委員長(子爵曾我祐邦君) モウ一ツ續イテ居リマスガ、一一番終ヒノ所ニ道路ナケレバナラヌカト考ヘテ居リマス、要ハ健其ノ他ノ關係カラシテ道路ノ幅ヲ擴ゲムト欲スルノデアルト云フコトヲ伺ッタノデアリマスガ、道路ノ幅ヲ擴ゲルニ付テ十分御ヘル場合モアラウカト考ヘテ居リマスガ、考ヲ戴キタイトコトハ、皆様モ御氣附ノ如ク或道路カラ或道路ニ自動車ガ廻ル時ニ、角

スガ、ドウカサウ云フコトニ付テハ矢張リ  
是ト同時ニ是ハ十分御考慮ナサルダラウト  
思ヒマスガ、ドウデアリマスカ

○政府委員(松村光磨君) 只今御話ノ點ハ  
至極私共御尤ト考ヘテ居リマス、成ルベ  
クサウ云フ風ニ實行シタイト考ヘテ居リマ  
ス、現ニ廣イ道路ニ付キマシテハ、都市計  
畫ノ場合ニ、道路計畫ヲ考ヘマス場合ニハ  
相當外角ヲ切ルヤウニ致シマスガ、小サイ  
道路ニハ未ダ及ンデ居リマセヌ、將來建築  
線ノ指定其ノ他ノ場合、又小サイ道路ヲ改  
正スル場合ニモ是非サウ云フ趣旨ヲ以チマ  
シテ善處致シタイト考ヘテ居リマス

○子爵白川資長君 チヨット伺ヒマスガ、  
先日モ「アパート」ノコトデ、チヨット伺ヒ  
マシタガ、兎ニ角附近ノ住民モ火災等ニ付  
テハ頗ル危險ヲ感ジテ居リマス、尙又「ア  
パート」ノ現在ノ狀態ガ兎ニ角日本ノ醇風  
美俗ヲ素ルヤウナ懸念ガ兎角アル、デ將來  
之ニ對シマシテハ禁止ナサルヤウナ御考ガ  
アルカ、或ハ或程度ノ制限ヲ附スルト云フ  
思召カ、ソコ等ニ付テモウ一應伺ッテ置キ  
タイ

○政府委員(松村光磨君) 「アパート」ニ付  
キマシテハ今御話ノヤウナ心配ガ多分ニアリ  
マシテ、サウ云フコトカラ致シマシテ、此

ノ共同住宅ノ取締規則ト云フモノヲ作ツテ  
居リマス、唯之ヲ全部禁止スルコトガ出來  
ルカドウカニ付テハ非常ニムヅカシイカト

存ジマスルガ、此ノ建築ノ取締ニ付テハ十  
ノ建築様式等ニ付キマシテハ、サウシタ弊  
害ノナイヤウニ今後出來ルモノニ付テハ、  
此ノ規則ニ依リマシテ或程度迄統制ガ取レ  
ルカト考ヘテ居リマスガ、從來ノ「アパート」

ニ付テハ殆ド規則等モアリマセヌデシタ時  
分ニ出來タモノニ付テハ、相當弊害ノアル  
ヤウナモノモアルヤウデスガ、尙十分研究  
シテ行キタイト考ヘテ居リマス、尙此ノ專  
用住居地域ニ「アパート」ヲ禁止スルト云フ  
コトニ付キマシテハ、御說ヲ能ク承リマシ  
テ、又實際施行スル上ニ於テ更ニ研究致シ  
タイト思ヒマス

○潮惠之輔君 私ハ極ク簡単ナコトヲ一、  
二伺ヒタインデスガ、改正案ノ第二條、第  
四條デ住居専用地區、工業専用地區ガ出來  
マシテ、其ノ建築ノ禁止制限ニハ必要ナ規  
定ガ設ケラレルト云フコトニナツテ居リマ  
ス、此ノ必要ナ規定ハ恐らく内務省令デア  
ラウト思フ、現行ノ市街地建築物法施行規  
則ノ改正ト云フコトニナルノデアリマセウ、  
若シサウデアリマスト、參考書デ御示ニナツ  
解スルノデスカ

○政府委員(松村光磨君) 構造ト解スルト

タ住居専用地區内デハ許サレナイ建築物、  
ソレカラ工業専用地區ニ付テハ禁止サレル  
建物モアル、斯ウ云フ風ニ色々前ノ方ハ許  
ガ、是ハ省令ノ中ニ明カニ御示ニナツテ居リマスル  
ルカ、ナツカ方ガ深切モアリ、能ク一般ノ  
人ガ分リ易イノデ、サウアリタイト云フ氣  
分ヲ持ツテ居ルノデアリマスルガ、如何デア  
リマスカ

○政府委員(松村光磨君) 内務省令デ、ハツ  
キリ此處ニアリマスヤウナモノニ付キマシ  
テ規定致シタイト考ヘテ居リマス、尙此ノ  
参考ノ中ニハボンヤリ書イタ所ガアリマス  
ガ、之ニ付キマシテハモウ少し研究致シマ  
シテ、議會ノ方ノ御意見等ヲモ承リマシテ  
作リタイト考ヘテ居リマス

○潮惠之輔君 今一つ参考ニ御示ニナツタ  
中ニ、建築物ノ外装ノ色彩ノコトガアリマ  
ス、是ハ法ノ十二條ニ今度「防空上」ト云フ文  
字ガ入ツテ行ク其ノ結果ノヤウニ見エマス  
ガ、外装ノ色彩ト云フモノハ十二條ノ敷地  
ニ關スルモノデモナイシ、或ハ設備ニ關ス  
ルモノト言ヘルカモノ知レマセヌガ、チヨット  
ソレモムツカシイヤウニ思ヒマス、構造ト  
併セテ伺ヒタイト思ヒマス

○政府委員(松村光磨君) チヨット速記ヲ

存ジマシテ、ソレニ依ツテヤツテ行キタイト  
考ヘテ居リマス

○潮惠之輔君 此ノ外装ノ色彩ヲ構造ニ關  
スルモノトシテ今度必要ナル規定ヲ設ケ得  
ルト云フコトニナツテ居リマスガ、外ノ條項  
ハ相當規定ニハアルヤウデスガ、色彩ノコ  
トヲ規定デ現ハスト云フノヘドウ云フ風ニ  
シテオ現ハシニナリマスカ、極ク漠然タル  
色彩ニ付テハ之ヲ制限スルコトヲ得ト云フ  
ヤウナ規定ヨリ外出來ナイノデヤナイカ、  
ソレカラモウ一點伺ヒマスガ、ソレハ何レ  
ニシテモ、今後出來マスル建築物ハ、或ハ  
許可トカ認可トカ云フコトデ、規定ニ色彩ノ  
コトガ定メラレルカラ、ソレニ遵ツテ行クノ  
デスガ、既存ノ建物デ防空上好マシカラザ  
ル色彩ヲ帶ビテ居ルモノガ既ニアル、サウ  
云フモノニ付テハドウ云フ風ニシテ行ケバ  
宜イノデアルカ、聞ク所ニ依ルト、或種ノ  
建物デ、今日何ト考ヘテモ必要ナ場合ニ色  
彩ヲボカス譯ニ行カナイモノガアル、其ノ  
際ハ色彩デハ行ケナイノデ、或ハ小サナモ  
ノハ網ヲ張ルトカ、色々外装ニ必要ナコト  
ヲシナケレバナラヌ、サウ云フモノニ付テ  
何カ御研究ガ進ンデ居リマセウカ、ソレヲ

止メテ戴キマス

○委員長(子爵會我祐邦君) 速記ヲ止メ

テ……

〔速記中止〕

○委員長(子爵會我祐邦君) 速記ヲ始メ

テ……

○潮惠之輔君 此ノ中央諸官衙ノ建築ニ付

テハ大藏省ノ營繕管財局ノ關係ニナルト思

ヒマスガ念ノ爲ニ伺ッテ置キマス、私共中央

官衙準備委員會ト云フモノガアリマシタガ、

ソレニ何年カ關係シテ居リマシテ、マア其

ノ間ニハ一度ナラズ幾度モ諸官衙ノ位置ノ

指定ガ變ッテハ居ルノデスクレドモ、其ノ時

相談シタノハ矢張リ餘り防空ト云フヤウナ

コトハ重キヲ置カレナカッタノデアリマス

ガ、平素ノ便宜ト云フコトガ主ニナッテ謂

ハバ集團建築ト云フヤウナコトデ、永田町

ナリ霞ヶ關ヲ中心トシタ所ニ持ツテ行ツテモ

主モナ官衙ヲ集メテシマフト云フノデアッ

タガ、其ノ後變更ニナッタカナラヌカ知ラセ

ヌガ、我々ガ研究シタ最後ノ内定ハ斯ウ云

フコトニナッテ居リマスガ、今後防空ト云フ

問題が起ルト是等ハ餘程考ヘモノデアルヤ

ウニ思ツテ居リマス、サウカト云ツテ平素ノ

便宜ト云フコトヲ全然無視スルコトハ出來

マセヌノデ餘程ムツカシイコトト思ヒマス

ガ、何カ是ハ政府ノ内部ニ御考ガアッテ御

詮議ニナッテ居リマスカ、サウ云フコトノ御

御考デモアリマスカ、一應是ハ伺ッテ置キタ

イト思ヒマス

○政府委員(松村光磨君) 防空的ノ見地カラ

中央官衙ノ集團スルコトニ付キマシテ私

達關係者、陸海軍等集リマシテ色々研究致

シテ居リマス、其ノ結論ハ大體今日以上ニ

集團サセルコトヲ避ケサセタ方ガ宜イデハ

ナイカト云フ結論ヲ得テ居リマス、大體其

ノ方針ヲ政府ノ内輪ノ話デアリマスガ、次

官會議等ニ於キマシテ内務次官カラ各省次

官ニ話ヲシマシテ大體サウ云フ方針ヲ決メ

テ戴クヤウニ進ミタイト考ヘテ居リマス、

營繕管財局ノ方デ中央官衙準備委員會ニ於

キマシテ御話ノアリマシタヤウナ方針ヲ

決メラレテ居リマスノデ、其ノ方針ヲ決議

ヲ仕直スカドウカト云フコトニ付キマシテ

ハマダハッキリ大藏省ト兩者ノ意見ガ一致

致シテ居リマセヌケレドモ、大藏省ニ於キ

マシテモ、今日以上ニ集團スルコトハ大體

避ケタ方ガ宜イデハナイカト云フコトヲ大

體考ヘマシテ今後出來マスル役所ニ付キマ

シテハ防空的ニ考ヘテ位置ヲ決定シヨウト

云フコトヲ話シ合ヒ致シテ居ルヤウナ次第

ニアリマシテ、此ノ點ニ付テハ尙將來十分

慎重ニ研究シテ行キタイト考ヘテ居リマス

研究ハ是カラデモ進メヨウト云フヤウナ

伯爵ヨリ少シバカリ質問ガアルサウデアリ

マスガ御許シシテ宜シウゴザイマセウカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(子爵會我祐邦君) 御異議ナイモ

ノト認メマス、川村伯爵

○委員外議員(伯爵川村鐵太郎君) 此ノ際

質問ヲ御許シ下サイマシテ誠ニ光榮ノ至リ

デゴザイマス、私ハ元來甚ダ不辯デゴザイ

マシテ十分ノコトヲ申上ゲテソレガ能ク御

答辯ヲ得ラレルカ得ラレスカ分リマセヌケ

レドモ、私ノ出來ルダケニ、三申上ゲタイ

ト思ヒマス、私ハ第一ニ伺ッテミタイコトハ

是迄色々御質問ガアリ、伺ッテ居テ私共ノ了

解ヲ得タ所ガ少ナカラヌノデゴザイマス

ガ、第十二條ニ、「主務大臣ハ建築物ノ構造、

設備又ハ敷地ニ關シ衛生上、保安上、又ハ

防空上必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得」ト

アリマスガ、此ノ中デ保安或ハ防空ニ付テ

マシテモ、今日以上ニ集團スルコトハ大體

ハ是迄色々御質問モアリ、私モ之ニ依ツテ大

イニ得タ所モアリマスガ、未ダ以テ衛生上

三ノ點ヲ衛生上ノ見地カラ伺ッテミタイト

自分ハ思ツテ居ルノデアリマス、第一ニ伺ヒ

前ニ審議會ナルモノニ於テ御審議ニナッタ

サウデアリマスガ、此ノ衛生ト云フコトニ

付テハ審議會ニ於テハドウ云フ風ニ御審議

ニナリマシタノカ、或ハ是ハ御漏シ下サル

コトガ出來ナケレバ宜シウゴザイマスガ、

御漏シ下サルコトガ出來ルトシマスレバ

チヨット後ノ質問ノ参考ニ伺ッテ置キタイト

思ヒマス

○政府委員(松村光磨君) 第十二條ニ關シ

マシテ衛生上ト云フ文句ガゴザイマシテ、

更ニ之ニ關シテソレヽ必耍ナル省令モゴ

ザイマスガ、中央委員會ニ此ノ改正案ヲ付

議シタノデアリマスガ、都市計畫中央委

員會ニ於キマシテハ別段衛生上ト云フコト

ニ付キマシテハ具體的ニ斯ウ云フ風ニシタ

方ガ宜イト云フヤウナ御意見モ承ラナカッ

タヤウニ思ヒマスガ、尙其ノ點ハ調査致シ

マシテ申上ゲタイト存ジマス

○委員外議員(伯爵川村鐵太郎君) ソレカ

ラ高度地區ト云フコトガ此處ニゴザイマス

ガ、此ノ高度地區ト云フコトヲ御決シニナ

リマスニ付テハ高サハ無論御制限ガアル、

ニ向ツテ擴ガルト云フヤウナコトハ何カ御  
決メニナツタモノデセウカ  
○政府委員(松村光磨君) 其ノ點ハ相當論  
議ガゴザイマシタ、防空的ノ見地カラ見テ  
地下室ニ付テハスウ云フ風ニ考ヘナケレバ  
ナラヌト云フヤウナ御質問モゴザイマシテ、  
將來内務省ハ地下室ト云フモノヲドウ云フ  
風ニ扱フカト云フコトニ付キマシテ相當論  
議ガアッタヤウニ存ジマス、防空的ナ見地カラ  
ラ見マスレバ、此ノ前モ大體申上ゲマシタ  
ガ五六階ノ建物デアレバ、其ノ地下室ハ爆  
弾ニ對シテハ非常ニ大キナ爆弾デナイ限り  
大體安全ノヤウニ考ヘラレマス、唯毒瓦斯  
ニ付キマシテハ場合ニ依ルト地下室ハ非常  
ニ危險ダト考ヘラレマスガ、相當設備ヲス  
レバ毒瓦斯ノ方ハ其ノ設備ニ依ツテ防グコ  
トガ出來ルンデハナイカト考ヘラレマス、  
サウ云フ意味合カラ致シマシテ防空上ノ見  
地カラ言ヘバ地下室ノ相當多イ方ガ宜イノ  
デヤナイカ、ソレモ而モ人口ノ澤山アリマ  
スル所ニ適當ニ配置セラル、コトガ必要デ  
ハナイカト考ヘテ居リマス、日常ノ衛生上  
ノ見地カラ致シマスレバ、地下室ハ衛生上  
有害デアリマスルガ、是ハ地下室ヲサウ云  
フ防空的ノ見地カラ必要ダトスレバ或程度  
ノ制限ヲ付シマシテ、地下室ヲ造ルコトヲ

奨励シテ行クコトガ宜イノデハナイカト考  
ヘテ居リマス、併シ是ハ衛生的ノ見地カラ  
或程度ノ制限ハシナケレバナラヌカト考ヘ  
マスルガ、現在ハ地下室ノ使用ニ付テ少シ  
制限ガヤカマシイノデアリマスガ、或程度  
迄是ハ緩和シテ衛生的ニ成ルベク其ノ害毒  
ヲ受ケナイヤウナ風ナ使用ノ仕方ヲスルコ  
トヲ考ヘテ地下室ヲ將來各所へ散在的ニ置  
クコトヲ考ヘナケレバナラヌノデヤナイカ  
トスウ云フ風ニ考ヘテ居リマス  
○委員外議員(伯爵川村鐵太郎君) 繼イテ  
モウ一つ簡單ナコトヲ伺ツテ置キタイノデス  
ガ、國民ノ體位、是ハマア外ニ瓦リマスケ  
レドモ暫時御許ヲ願ツテ此ノ事ヲ申上げ  
ヌト、言フコトガ分リマセヌガ、國民ノ體  
質體力ガ逐年劣弱ニ赴キマスコトハ誠ニ憂  
慮サレルモノダト云フコトヲ指摘サレテ陸  
軍大臣カラ此ノ緊急國策ノ一つシテ保健  
衛生ノ施設ヲ講ズルコトニ六月ノ十九日ニ  
廟議ガ一決シクト云フコトハ國民生活安定  
向上ヲ重要ナル政策ト致シマス現内閣トシ  
テハ當然ノコトト言ヘナケレバナリマセヌ、  
從ツテ厚生省ナルモノガ此ノ結果出來上ツテ、  
我ガ國ノ衛生事業ハ悉ク統一サレルベキデ  
アルト思ヒマスケレドモ、未だ厚生省出來  
シテカラ間モナイコトデアリマスルカラ、

ドウ云フ風ニナツテ居ルカ知リマセヌガ、現  
ニ此ノ法案ナドモ衛生ガ中ニ入ツテ居ルナ  
ラバ必ズ厚生大臣モ副署シナケレバナラヌ  
ト思フノデスガ、是ハ内務大臣限リデ御提  
出ニナツタ云フ理由ハ如何ナルコトカラ  
サウナツテ居ルモノデゴザイマセウカ、チ  
ヨツト此ノ邊ハ私不案内デゴザイマスカラ  
御知セラ願ヒタイト思ヒマス  
○委員外議員(伯爵川村鐵太郎君) サウ致  
ハ今迄ノ先例ニ依リマスト、關係シテ居ル  
大臣ガ全部副署スルト云フコトニナツテ居  
リマセヌ、主ナル大臣ガ副署スル、斯ウ云  
フコトデ關係スル者ハ全部殘ラズ副署スル  
ト云フコトニナツテ居リマセヌカラ、其ノ  
先例ニ依ツクノデアリマス  
○委員外議員(伯爵川村鐵太郎君) 次ニ伺

ヒマスコトハ此處ニ規定サレテアリマス衛  
生ト云フコトハ、即チ環境ノ衛生清潔保持  
ノ問題ガ主ナモノデヤナイカト感ゼラレル  
ノデアリマス、現ニ此ノ間御説明ヲ受ケマ  
シタ土地ノ建物ト土地ノ敷地ト云フモノハ  
或程度ノ制限ヲ持ツト云フコトガ衛生上必  
要ダ、斯ウ云フコトカラ推シテ見マシテモ、  
シタ土地ノ建物ト土地ノ敷地ト云フモノハ  
ハニカト考ヘテ居リマス、日常ノ衛生上必  
要ダ、斯ウ云フコトカラ推シテ見マシテモ、  
シテカラ間モナイコトデアリマスルカラ、  
此處ニ御指定ニゴザイマスル住宅地區又  
ハ商業區域、工業地帶ノ如キモノモ、必ず  
ヤ今申上ゲマシタ通リ東京市ハ低地濕地ヲ  
汚泥ト生芥其ノ他混合塵芥ヲ以テ構成シテ  
居ルノデアリマスカラ、地盤ニ於テモ亦衛

生上ノ見地カラ見テノ事柄モ、頗ル憂慮ス  
ルコトガ多イノデナイカト思ハレル、殊ニ  
是ハモウ一ツ事實ヲ申上ゲマスト、中野ニ  
傳染病ノ病院ガアル、此ノ傳染病院ノ前ガ  
低イ所デアリマス爲ニ、其處ヘ東京市ハ盛  
ニ塵芥ヲ以テ埋立テル、地盤ノ構成ハ無論  
惡イノミナラズ、其ノ結核病院ノ保健上カ  
ラ言ヅテモ治療上カラ言ツテモ、私ガ茲ニ申  
ス迄モナク頗ル戰慄スペキ情態デアルト思  
ハナケレバナラヌ、デ是ハドウシテモ此ノ  
何レノ國デモ殆ド文明國ト云フ文明國ハ市  
街地建築法規ノ中ニ、斯ウ云フ汚物ヲ以テ  
埋立テラレタ土地ノ建築物ハ許シテ居ナイ  
ノデアリマス、唯我ガ國ハ今迄ノ何デ澤山  
サウ云フ實例ヲ見ルノデアリマス、將來ハ  
斯ウ云フ問題ハドウ云フ風ニ御取扱ヒニナ  
ルノカ、殊ニ厚生省ノ出來タ今日ニ於テハ  
スウ云フ問題ハマサカ看過サレル譯ハナイ  
グラウト思ヒマス、是ハ内務省ニ於テ今日  
ハ厚生省ガ出テシマフ後ハ警察衛生ノ方面  
ガアルノミダケデアリマスガ、内務省トシ  
テハ誠ニ好マシクナイコトデゴザイマシテ、  
仕合セデゴザイマス

御話ノ通リニ相當顰蹙スベキ状態デアルト  
云フコトニ付キマシテハ至極我々モ御説ノ  
通リニ考ヘテ居リマス、唯然フバ之ヲ直チ  
ニ禁止スルコトニ付キマシテハ更ニ十分ノ  
調査ヲ致シマシテ、ドウ云フ規定ヲ置クカ  
ト考ヘテ居リマス、此ノ點ハ厚生省ノ方ニ  
於キマシテ汚物掃除法ガゴザイマシテ、是  
等ニ付テモ相當厚生省ノ方デ研究セラレテ  
居ルヤウデゴザイマスカラ此ノ方トモ能ク  
連絡ヲ取リマシテ、其ノ御調査ノ結果ニモ  
俟チマシテ、市街地建築物法トシテモ厚生  
省ノ方ト連絡ヲ取リマシテ、適當ニ善處シ  
タイト考ヘテ居リマス、尙之ニ付キマシテ  
ハ外國ノ立法例等モ能ク調査致シマシテ、  
實際ノ事情ニ適合スルヤウニ致シタイト斯  
ウ云フ考ヲ有ツテ居リマス

ル所ニ大キナ建物ガアリマスガ、ズンヽ  
沈下シテ參ル、何處迄行ッテ止マルカ分ラヌ  
ト云フヤウナ所ガ幾ラモアルト思フ、是ハ  
建築上カラ見テモ保安上危険デアリマス、  
ソレカラ此ノ塵芥ヲ以テ埋立テ居ル所ノ  
瓦斯ノ發生ト云フコトハ帝國大學ノ衛生學  
講座ニ於テ研究セラレテ既ニ發表セラレテ  
居ルノデアリマス、確カ昭和七年ダト思ヒ  
マスガ、其ノ事實ト研究ノ結果ハ發表セラ  
レテ内務省ニモ御アリニナル筈ダト思ヒマ  
ス、斯ウ云フモノヲ考ヘテ見マスルト一日  
モ早クサウ云フ問題ハ市民ノ保健上御取締  
ニナツテ然ルベキコトデハナイカト思フノデア  
リマスガ、只今ノ御話ニ依リマスト、是程  
分ッテ居ル事實ニ拘ラズ更ニ調査研究ラシ  
ナケレバ手ヲ著ケラレヌヤウナ御話デアリ  
マスケレドモ、是ハ甚ダ遺憾ニ思ヒマスガ、  
如何デアリマセウカ

ニハニ一番才終ヒニハ必ズ土ヲ以テ被セル、  
サウシテ塵埃ガ其ノ儘見エルヤウニスルコ  
トヲ禁ズルト云フヤウナ制限ガアリマシテ、  
必ズシモ「イギリス」ニ於テハ塵埃ヲ以テ埋  
立テルコトヲ絶對ニ禁止ヘ致シテ居ラヌヤウ  
デアリマス、要ハ此ノ塵埃ガ今御話ノアリ  
マシタヤウニ、有毒瓦斯ヲ發生スルコトヲ  
避ケナケレバナラヌト存ジマス、又是ガ今  
御話ニモアリマシタヤウニ、或程度迄固マリ  
マスルト云フト、敷地ガ下ルト云フコトヲ  
モ考ニ入レナケレバナラヌカト存ジマス、  
デ此ノ有毒ナ瓦斯ノ發生ヲ避ケ、敷地ノ下  
ルコトヲ豫想シテ考ヘナケレバナラヌト思  
ヒマスルガ、併シ若シ塵埃ヲ以チマシテ埋  
立テタ所モ其ノ塵埃ガ全部酸化致シテシマ  
ヘバ、是ハ有毒ナ瓦斯ノ發生モナク、又或  
程度ノ年月ガ經テバ、是ガ土地ガ引締ルト  
云フコトヲモ考ヘラレルノデアリマシテ、  
或程度ノ年月ガ經テバ、其ノ害モ除カレル  
ヤウナ譯デアリマス、デ斯ウ云フ點ヲ考ヘ  
マシテ、今御話ノアリマシタヤウナコトヲ  
モ能ク者慮致シマシテ、若シ規則、此ノ十  
二條ノ法律ノ施行規則又ヘ施行令ニ於キマ  
シテ考ヘルコトガ出來ルト存ジマス、又或  
ハ汚物掃除法、若シクハ汚物掃除法ノ施行  
細則ニ依リマシテ考ヘルコトモ出來ルカト

存ジマスガ是等ノ點ヘ何分ニモマダ厚生省ノ意見モハッキリト致シテ居リマセヌノデ、是ハ甚ダ遺憾ノ點デゴザイマスガ、能ク厚生省トモ打合セ致シマシテ、適當ナル結果ヲ得ルコトニ努メタイト考ヘマス、其ノ上ニ適當ナ取締ヲスルヤウニ致シタイ、斯ウ考ヘテ居リマス。

○委員外議員(伯爵川村鐵太郎君) 只今英國ノ實例ヲ御示ニナリマシテ御話ガアリマシタガ、此ノ衛生問題ト云フモノハ氣候、風土、其ノ他天然的環境ノ國民生活ニ及ス影響ハ固ヨリ、百般ノ社會現象ノ影響ヲ悉ク是ハ仔細ニ觀察シテ善處スベキモノト思ヒマス、チヨット申上ゲマスト、今「イギリス」ノ例ヲ御話ニナリマシタガ「イギリス」ハ深サノ程度ト士ヲカケルト云フコトヲ標準ニシテ居ル、斯ウ云フ御話デアリマシタガ、成ル程其ノ實例ハアリマス、併シ「イギリス」ハ日本見タイニ何處ヘデモ彼處ヘデモ商業地帶、工業地帶、住宅地帶ヲ作ル國柄デハナイノデアリマス、必ズ一定區域外ニハ決シテ作ラナイ、ソコデ郊外ニ持ツテ行ッテ、或衛生的ノ設備ヲ以テ今日大戰後ニ於ケル疲弊シテ居ル「ローカル・ガバーメント」ノ策トシテハ埋立ルコトガ一番適當デアリマスカラ、最モ適切ナル衛生的ノ考究ノ下ニ行ツ

テ居ルコトハアリマス、ケレドモ其ノ上ニ

將來商業地區ガ出來ルトカ、工業地區ガ出

レルトカ云フコトハ全然英國デハ夢想モサ

テ禁止ナント云フモナイト思イマス、

日本ノヤウニ住宅區域デモ、烟ノ中ヘ一本

井戸ヲ掘レバ直グ家ガ建テラレルヤウナ

國柄デアリマスト、此ノ御取締ト云フモ

ノハ唯ソコニ一片ノ國情ヲモ察セラレズ、

一つノ外國ノ事例事實ヲ御覽ニナッテ、其ノ

儘ヲ日本デオヤリニナルト云フコトハ、頗

ル危險デハナイカト思ヒマス、ドウカ其ノ

點ハ十分ニ御留意ノ上、御處置ヲ願ヒタイ

ト思フノデアリマス、次ニ甚ダ私質問ガ幾

ツモアリマシテ失禮デスガ、モウ二三箇條

デゴザイマスカラドウゾ一ツ御許ヲ願ヒマ

ス、只今申上ゲマシタ北海道帝國大學ノ醫

學部ノ衛生講座ノ井上教授ノ下ニ三名ノ助

教授ガ寄ツテ塵芥投棄ノ結果起ル所ノ瓦斯

ノ發生ニ付テノ研究ハ既ニモウ今日何處デ

モ分ツテ居ル事柄デアリマス、又井上教授ノ著書ノ中ニモ實例ヲ示シテ居ルノデアリマ

ケレドモ、是ハ後日ノ参考ニナルト思ヒマ

スカラ、委員長ノ許可ヲ得マシテ速記録ノ

後ニ、私ノ議論ノ根據トシテ持出シタイノ

ニアリマスカラ、是ハ御附加ヘラ願ヒタイ

ト思ヒマスガ、御許ヲ願ヒタイト思ヒマス

ル水道ノ水ト變リガナイト云フコトガ試験

ノ結果發表セラレテ居リマス、此ノ試験ノ

溜ノ事ガ先程モ御話ガアッタノデアリマス

ガ、此ノ前ノ特別委員會ノ時ニ、餘程大キ

ナ數百立方「メートル」ノ水ヲ貯藏スル御話

ガアリマシタガ、是ハ而モ飲水ニモスルト

云フ御話ガアリマシタガ、チヨット了解シ得

ナイコトデアリマスカラ、之ヲ私カラモウ

一遍御伺ヒシテミタイト思ヒマス

○政府委員(松村光磨君) 防空的ノ見地カ

ラ火災ヲ消スト云フ爲ニ各所ニ貯水槽ヲ作

ルノデアリマス、其ノ貯水槽ノ大キサハ此

ス、只今申上ゲマシタガ、大キサハ百立方「メー

トル」デアリマス、鐵筋「コンクリート」ノ

モノデアリマス、消防「ポンプ」ノ「ホース」

ヲ一本取附ケテ約三十分間放水スルモノデ

アリマス、從來之ニ似タヤウナ貯水槽ガ警

告廳ノ獎勵ニ依ツテ三三出來テ居ル所ガヨ

アリマス、其處ニ綺麗ナ水道ノ水ヲ容レテ

置ク譯デアリマスガ、實際既ニ出來テ居リ

マスル貯水槽ニ溜ツテ居リマシタル水ヲ取

テサウ云フ缺點ガアルヤウデアリマス、デ

ガ、其ノ水ヲ、モウ既ニ數年間貯藏シテ

居ツタモノニモ拘ラズ何等今日直グ出テ來

ル水道ノ水ト變リガナイト云フコトガ試験

ノ結果發表セラレテ居リマス、此ノ試験ノ

溜ノ事ガ先程モ御話ガアッタノデアリマス

ガ、此ノ前ノ特別委員會ノ時ニ、餘程大キ

ナ數百立方「メートル」ノ水ヲ貯藏スル御話

ガアリマシタガ、是ハ而モ飲水ニモスルト

云フ御話ガアリマシタガ、チヨット了解シ得

ナイコトデアリマスカラ、之ヲ私カラモウ

一遍御伺ヒシテミタイト思ヒマス

○政府委員(松村光磨君) 震災ノ時分ニ井戸ノ非常ニ有效デアッタ云フコ

トハ、是ハ誰モ知ツテ居ルコトデアリマスル

ガ、何故ニ斯ウ云フ「タンク」ヲ…「タン

ク」モ必要デアリマセウケレドモ、井戸水

或ヘ地下水ヲ利用スルトカ、或ヘ其ノ間ノ

地層ノ水ヲ利用スルトカ云フコトニ於テ井

戸ヲ御掘リニナラナイカト云フコトヲ伺ッ

テ見タイノデアリマス

○政府委員(松村光磨君) 井戸ハ相當大キ

ナ井戸デ相當水量ガ豊富ニ出マスルモノデ

アレバ、防火上ハサウ云フ井戸ナラバ役ニ

立ツノデアリマスガ、普通小サナ井戸デハ

消防「ポンプ」ヲ使ヒマスノニ水量ガ十分ナ

イト云フ憾ガアリマシテ、防火上ニハ普通

ノ井戸デハ直チニ役ニ立チニクイ憾ガアル

ノデアリマス、デ井戸ハ飲料水トシテハ非常ニ

結構デゴザイマスガ、併シ防火的ニ見マシ

テサウ云フ缺點ガアルヤウデアリマス、デ

アリマスルカラシテ、我々ガ考ヘテ居リマスルノト、現在市内ニ大キナ「ビルディング」ニハ大キイ鑿井ガゴザイマス、之ヲ或程度迄獎勵致シマシテ、而モ其ノ井戸ト井戸ヲ結ブ鐵管ヲ架ケマシテ、サウシテ之ヲ共同ノ「タンク」ニ溜メテ置キマシテ、一旦緩急アル場合ニハ、火事ニモ使ヒ飲料水ニモ使ヒ得ルト考ヘテ居リマス、個々ノ小サナ井戸ヘ、今申上ゲマシタヤウニ、アルコトハ非常ニシタヤウナ缺點ヲ持ッテ居ルノデ、防空上直チニ此ノ井戸ヲ此ノ際各所ニ掘ラセルト云フコトヨリモ、今我々ガ考ヘテ居ルヤウナ風ニ、普通ニハ貯水槽、ソレカラ「ビルディング」ノ列シニデ居ル所ニハ今ノ鑿井ヲ造ラセマシテ、之ヲ結シテ大キナ「タンク」ニ入レテ置イテ使フト云フヤウナコトニ致シタイト考ヘテ居リマス、只今政府ノ「ビルディング」即チ役所ノ建物ニハ實ハ鑿井ガゴザイマセヌ、キマシテモ將來ハ財政ガ許セバ、所々ニ井戸ヲ掘リマシテ、之ヲ今申上ゲマシタヤウナ風ナ用途ニ使フコトガ宜イノデハナイカト考ヘテ居リマシテ、官廳防空計畫ノ一ツニテ居リマス

○委員外議員(伯爵川村鐵太郎君) モウ一簡條伺ヒマス、先程工場地區内ニ於テ煤煙ノ御話ガアリマシタガ、此ノ煤煙ノ防止ト云フコトハ目下非常ニ世間ノ問題ニモナッテ居リマス、殊ニ大阪方面デハ、私ノ知人ナシカモ其ノコトニ非常ナ努力ヲシテ居リマント考ヘテ居リマス、個々ノ小サナ井戸ヘ、今申上ゲマシタヤウニ、アルコトハ非常ニシタヤウナ缺點ヲ持ッテ居ルノデ、防空上直チニ此ノ井戸ヲ此ノ際各所ニ掘ラセルト云フコトヲ私ハ確信シテ居リマス、而シテ大阪ハソレ程進歩シテ居リマスケレドモ、東京ニ於テハ警視廳ニ於テ煤煙防止委員會ガアツタ時ニ黒板君ガ死ヌトモウソレツ切りデオ終ヒニナッテ何ニモオヤリニナラナイ、東京ノ煤煙問題ト云フモノハ將來ノ工場地區ヲ御作リニナル上ニ於テモ非常ニ重要ナ事項デアルト思ヒマス、是ハ別ニ研究ヲ要シテ、警視廳ハ或ハ講習會ヲヤルトカ、其ノ他指導ヲヤルト云フ方面ニ、最近隨分力ラ盡シテ來テ居ルヤウニ思ヒマス、尙或程度ノ設備ヲサセルコトモ必要デアルト考ヘテ居リマシテ、警視廳デハ近ク煤煙取締規則等ヲモ制定スルト云フコトモ特別ニ御取締ノコトモナイヤウデアリマスガ、法律上ハ取締ガアルヤウデゴザイマスケレドモ實際問題トシテハ其ノ儘ニシテアル、是ハドナシテモ將來ハ財政ガ許セバ、所々ニ井戸ヲ掘リマシテ、之ヲ今申上ゲマシタヤウナ風ナ用途ニ使フコトガ宜イノデハナイカト考ヘテ居リマシテ、官廳防空計畫ノ一ツニテ居リマス

○政府委員(松村光磨君) 東京ノ様ナ・大都市ニ於キマシテ、煤煙ガ非常ニ出マシテ、是デゴザイマセウカ

ハ健康上宜シクナイト云フコトニ付キマシテハ今御話ニアリマシタ通リデアリマシテ、ク連絡ヲ取リマシテ、其ノ害ヲ除クコトヲ實ハ實行ニ移シツ、アルノデアリマス、是シカモ其ノコトニ非常ナ努力ヲシテ居リマント考ヘテ居リマス、個々ノ小サナ井戸ヘ、今申上ゲマシタヤウニ、アルコトハ非常ニシタヤウナ缺點ヲ持ッテ居ルノデ、防空上直チニ此ノ井戸ヲ此ノ際各所ニ掘ラセルト云フコトヲ私ハ確信シテ居リマス、而シテ大阪ハソレ程進歩シテ居リマスケレドモ、東京ニ於テハ警視廳ニ於テ煤煙防止委員會ガアツタ時ニ黒板君ガ死ヌトモウソレツ切りデオ終ヒニナッテ何ニモオヤリニナラナイ、東京ノ煤煙問題ト云フモノハ將來ノ工場地區ヲ御作リニナル上ニ於テモ非常ニ重要ナ事項デアルト思ヒマス、是ハ別ニ研究ヲ要シテ、警視廳ハ或ハ講習會ヲヤルトカ、其ノ他指導ヲヤルト云フ方面ニ、最近隨分力ラ盡シテ來テ居ルヤウニ思ヒマス、尙或程度ノ設備ヲサセルコトモ必要デアルト考ヘテ居リマシテ、警視廳デハ近ク煤煙取締規則等ヲモ制定スルト云フコトモ特別ニ御取締ノコトモナイヤウデアリマスガ、法律上ハ取締ガアルヤウデゴザイマスケレドモ實際問題トシテハ其ノ儘ニシテアル、是ハドナシテモ將來ハ財政ガ許セバ、所々ニ井戸ヲ掘リマシテ、之ヲ今申上ゲマシタヤウナ風ナ用途ニ使フコトガ宜イノデハナイカト考ヘテ居リマシテ、官廳防空計畫ノ一ツニテ居リマス

○委員外議員(伯爵川村鐵太郎君) 此ノ際序ナガラ附加ヘテ置キマスガ、一番惡イノハ警視廳ノ人達ナンデス、煤煙防止ノ問題ニ付テ理解ノナイノハ……ソレハ何カト言スガ、モウ御質問モ盡キタヤウデアリマス

○政府委員(松村光磨君) 東京ノ様ナ・大都市ニ於キマシテ、煤煙ガ非常ニ出マシテ、是デゴザイマセウカ……皆様ニ御相談申上ゲマスガ、モウ御質問モ盡キタヤウデアリマス

ハテ居ラナイ、外國デハ工業學校ニ入レバ燃焼ト云フコトハ特別大切ナ講座ノ一ツトシテアリマスガ、日本デハ非常ニ輕視サレテ帝大ニモ燃燒講座ト云フモノハナイ、從ツ半分ダケ出來、半分ハ出來テナイ、私ハ其ノ書類ヲ頂戴シマシタガ、ソンナヤウナ程度デアリマスカラ、ソンナ所デ習ツタオ弟子サンガ警視廳ナンカニ入ッテウマク出來ル譯ガナイ、是ハ十分其ノコトノ研究ヲシ、實驗ヲシタ人ガ警視廳ニ居テ指導シナケレバ……一般國民ハ指導者ニ理解ノナイ者ガ居ルノダカラ非常ナ迷惑ダト思ヒマス、是ハドウカ一ツ……私ハ確信ヲ以テ申上ゲルノデアリマス、警視廳ノ煤煙防止ノ指導者ガ一番不適當デアルト云フコトヲ確言シテ置キマス、私ハ甚ダ勝手ナ質問バカリ申上ゲマシテ長時間ヲ費シマシテ誠ニ恐縮ノ至リデゴザイマスガ、先づ是デ初メノ質問ヲ終リマス、更ニ願フカモ知レマセヌガ、是デ大體私ノ伺フコトハ申上ゲマシテ、政府ノ御考ヘノアル所ハ分ツタ積リデゴザイマス、有難ウゴザイマス

カラ、本日ハ討論ニ入ッテ決ヲ採リタイト思

ヒマス、全部ヲ問題ニ供シマシテ討論ニ入

リタイト思ヒマスガ、如何デゴザイマス

カ……ソレデハ討論ニ入リマス

○子爵白川資長君 私共ガ考ヘマスト、マ

ダ不完全ナ點モ大分アラウト思ヒマスケレ  
ドモ、先ヅ此ノ程度ニ於テ原案ヲ全部御贊

成ニナッテハ如何カト思ヒマス

〔「賛成」ト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵會我祐邦君) 只今御賛成ノ

意見ガ出マシタガ、全部賛成ト認メテ御異

議ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵會我祐邦君) 然ラバ本法案

ハ全會一致ヲ以テ可決サレマシタ、之ヲ以

テ此ノ委員會ヲ閉デマス

午後二時五十六分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵會我 祐邦君

副委員長 男爵加藤 成之君

委員

子爵白川 資長君

潮 恵之輔君

菊池 恭三君

田中徳兵衛君

三木與吉郎君

政府委員

内務參與官 木村 正義君

内務省計畫局長 松村 光磨君

昭和十三年三月八日發行

貴族院

# 第七十三回 市街地建築物法中改正法律案特別委員會議事速記録第二號(二)

(一一〇)(N)

〔委員外議員伯爵川村鐵太郎君ノ質問  
資料参照ノ爲此處ニ載録ス〕

〔参照〕

塵芥投棄場ヨリ發生セル瓦斯  
ニ就テ

青木市太郎

木村 正一

佐々木憲介

北海道帝國大學醫學部衛

生學教室(主任井上教授)

(昭和六年十月二十六日受付)

緒言及ビ文獻

著者等ハ曩ニ「塵芥投棄場ニ於ケル塵芥ノ變化ニ就テ」ナル表題ノ下ニ塵芥ノ腐敗經過並ニ其機轉ニ就テ述べタリ。本編ニ於テハ其塵芥投棄場ヨリ發生セル瓦斯ニ就テ研究セリ。

今日迄ノ文獻涉獵スルニ塵芥投棄場ニ於テ發生セル瓦斯ニ就テ研究セシ業績ハ著者等ハ寡聞ニシテ之ヲ見ザリキ。只岡崎氏<sup>(2)</sup>ガ塵芥ノ腐敗作用ニ就テ研究シ各種ノ厨芥ヲ硝子容器ニ入レ、之ヲ各溫度ニ於テ腐敗セシメ發生セル腐敗瓦斯即チ炭酸瓦斯、硫化水素、並ニ「アムモニア」ヲ一定時間毎ニ

定量シ、是ヲ以テ厨芥ノ腐敗状態ヲ比較考究シ、其何レノ瓦斯ガ腐敗經過ト並行スルカ、即チ何レノ瓦斯ヲ以テ腐敗ノ標尺トナシ得ルカラ闡明ニセントシテ研究セル業績

ハアルモ、塵芥投棄場ヨリ如何ナル瓦斯ガ發生スルカト言フ問題ニハ觸レザリキ。尙

同氏ノ成績ニ就テ述ブレバ、硫化水素ハ混合厨芥ノ腐敗中ニハ相當量發生スルモ腐敗

經過トノ間ニハ一定ノ關係ヲ見出シ難ク、  
「アムモニア」ハ混合厨芥ニテハ腐敗ノ極期ニ到リ少量發生スルモ爾後ハ殆ンド同量ヲ發生シ、腐敗終了後モ減少セズ。炭酸瓦斯多量ニ發生シ、且ツ腐敗經過トノ關係最モ

著者ハ厨芥ノ腐敗經過ノ標尺トシテ炭酸瓦斯ヲ以テスルヲ便宜ナリト報告セリ。

以上述べタル如ク塵芥投棄場ヨリ發生セル瓦斯ノ種類ニ就テ研究セシ業績ハ極メテ投棄場ヨリ自然發火スルコト一年間ニ數十回ニ及ベルタメ屢々消防夫ノ出動ニ依リテ消火シタル等種々ノ問題ヲ起セリ。此處ニ於テ市當局モ大都市ノ風上ニ在ル塵芥ノ山ヲ取り除カントノ計畫ヲ樹テ、本年三月末ニ之ガ除去ニ着手セリ。之ガ爲メニ海岸

革ニ就テ調査シタルモ詳カナラズ。今其概略ニ就テ述ベシ。函館市ハ日々排出セラルル塵芥ヲ市ノ東海岸ニ當ル東川町海岸ニ明治十九年以來投棄シ、其後明治三十四年ヨリハ汚物掃除法ニ依リテ塵芥ヲ同所ニ投棄シ爾來今年ニ至ルマデ約四十年間ノ長年月ニ亘レリ。此塵芥投棄ノ最初ノ目的ハ海水ノ浸入ヲ防グタメ防波堤ヲ造ラントスルニ在リキ。此事業ニ成功セル某氏ハ其功勞ヲ

ノ人夫達ハ頭痛、呼吸困難又ハ眩暈等ヲ訴

ヘ作業困難トナレリ。尙ゴムノ地下足袋ガ僅カ三日位ニテ腐蝕シ破損シ、更ニ著用セ

ノ人夫達ハ頭痛、呼吸困難又ハ眩暈等ヲ訴

セリ。此處ニ至リ惡臭ノ瓦斯發生シ作業中

ノ山ガ表層ヨリ次第ニ掘リ下ゲラレ表面ヨリ二米突以下即チ醱酵ノ旺盛ナル層ニ到達

セリ。此處ニ至リ惡臭ノ瓦斯發生シ作業中

ノ人夫達ハ頭痛、呼吸困難又ハ眩暈等ヲ訴

ト「メタンガス」ノ發生ニ依リ從業人夫ハ病

氣ニ罹リ倒レルモノ多ク工事初期ハ一回平

均百人餘ノ人夫募集ヲ見タルガ仕事ニ堪エ

兼不逃出スモノ多ク昨今漸ク數十人位ノ

從業者ナキ由デ殊ニ勞働服ヤ靴ナドハ臭氣

ト「メタンガス」ニ依リボロボロトナルノデ

一日賃金七十錢乃至八十錢デハ間ニ合ハヌ

ト言フ不平ナド出デ失業勞働者洪水ノ今日

流石ノ勞働者モ辟易ノ體デアル。

函館新聞記事④ 四月十二日

足袋ヲ腐ラス。耐エラレヌ臭氣。次ニ勞

働狀態ダガ人モ知ル魔ノ堤防、何シロ數十

年來投ダ捨テラレテハ蓄積シタ老大ナル塵

芥ガ凝ツテ堤防トナツテ居ルノダカラ取

除クニ「ツルハシ」ヲ入レルト例ノ發火作用

ヲ持ツ「メタンガス」ヤ其ノ他種々ノ有害

「ガス」ガ發生シ、中ヘ踏込ムトハイテ居ル

高丈ガ僅カ三日位デ腐ツテ切レテシマフ。

普通ノ勞働者ナラバ一足デ一ヶ月モ持ツモ

ノガ月ニ十足近クモ要ルノデ……身ニ付ケ

テ居ル股引ヤ半纏ノ類モ之ニ準ジ平常ノ勞

働ノ三分ノ一シカ耐久力ガナク、カテテ加

ヘテゴミノ深部ニナル程「ガス」ガ猛烈デ日

日數人ノ卒倒者ヲ出シ眼モアテラレヌ有様

トテ普通ノ健康體ヲ持ツ人間ノ鼻デハ其臭

氣ダケデモ我慢ガ出來ヌト言フノデアル。

「マスク」ヲ使用セヨ。

コンナ調子ダカラ失業者救濟ノタメ職紹

ノ斡旋シタル人夫タチモ去ル八日等三十人

モヤツタウチデ現場ヘハイツタ者僅カニ九

人、三分ノ二以上ハ一目見テ逃出シテシ

マヒ、ソシテ現場デ仕事ニ就イタ九人ノウ

タト言フ狀態、昨今ハ毎日職紹カラヤツタ

人夫ノウチ平均二割シカ就職シナイソウデ

話ニナラナイ。勞働者ハ失業シテ居ナガラ

自ラ職ヲ嫌ツテ撰リ食ヒスルコトモ惡イガ

彼等モ人間デアル限リ多少ハ健康ト衛生ト

ヲ考ヘテヤルベキダカラゴミヲ取除キノ間

ダケハセメテ「マスク」デモカケサセテヤリ

使用者ノ方デ考慮シテヤルベキダト頻リニ

力說スル人モ出テ來テル。

四月十六日(6)護岸工事ノ毒瓦斯第二東川

校ヲ襲フ。……處ガ問題ハ労ク人夫達バカ

リデナク附近ノ住家ハコノ臭イ匂ヒニ惱マ

サレテ殊ニ東風ノ吹ク時ハ一層甚ダシク住

民達ノ健康ニ影響少ナカラズト苦シシニ居

ル。更ニ由々シキ問題ノ發生ハ第一東川小

学校ヲ「メタン」瓦斯ガ襲フテ生徒達ノ健康

ヲ害シツツアルガ實ニ驚イタ。同校ノ久慈

校長ハ十五日午後市役所ノ校長會議出席ニ

當リ野崎學校衛生主事ヲ訪ネ事情ヲ口頭陳

述シ市ノ調査方ヲ願ヒ出タ。ソレニ依ルト

春ノ聲ト共ニ東風吹ク日ガ多ク地熱ノ溫リ

瓦斯ノ臭氣ト判明斯クスル者多ク眩暈ヒスルモノ

タド續出シタガ結果ハ何レモ「メタン」瓦斯

ノタメ判明シタ。然シマダ卒倒シタ者ハ無

イガ結果ヲ想像スルモ心寒サヲ感ズベク此

儘デハ授業繼續ハ容易ナラザル模様デ殊ニ

生徒ノ保健上野崎氏ハ頗ル重大視シテ居

ル。

四月十七日(6)東風ガ吹クト頭工合ガ惡

イ……發生瓦斯ニ依ツテ惱マサレテ居ル事

ハ事實ニアリマス東風ガ吹ク時ハ殊ニ烈シ

イ。三月末ノ學年末ノ休業中ニ事務室ニアツ

タ職員中ニハ頭工合ガ惡イ人ト咽喉ヲ痛メ

タ人ガアツタ。……今ノ處デハコノ爲メニ病

人ハ出マセンガ發作的ニ身體ニ異状ヲ來タス

コトハ孰レモ感ジサセラレテ居リマス。

何分大人ノ身體デサヘ斯ク感ズルノデスカ

反應ハ可檢瓦斯ヲ捕氣罐中ニ採取シ、之

ニ蒸餾水ヲ入レ振盪シ、之ニ瓦斯ヲ吸收セ

シメ其反應ヲ見タルニ強「アルカリ」性ヲ呈

セリ。此「アルカリ」性反應ハ瓦斯中ニ含有

シ瓦斯ガ惡臭ナリシカ又人體ニ對シテ如何

ニ有害ニ作用セシカヲ窺ヒ知ルコトヲ得ベ

シ。此處ニ於テ著者等ハ函館市ニ赴キ此塵

芥投棄場ヨリ如何ナル瓦斯ガ發生セルカラ

研究セリ。

## 第二章 試驗方法並ニ試驗成績

### 第一節 瓦斯採取方法

塵芥投棄場ノ各層ヨリ發生セル瓦斯ノ採取

ニハ直徑約三纏、長サ四米突ノ瓦斯鐵管ヲ打

チ込ミ、此ノ鐵管ノ上部ニハ二連球ヲ連結

シ鐵管中ノ瓦斯ヲ吸引スル裝置トナセリ。

硝子管ノ下部ニハ「ゴム」管ヲ連結シ長ク垂

下セシメタリ。鐵管ノ下部ハ尖銳トナシ塵

芥層中ニ打チ込ミ易カラシメ、尙下部ニハ

無數ノ小孔ヲ開ケ瓦斯ガ充分鐵管内ニ充滿

シ得ル様ニナセリ。斯クノ如キ鐵管ヲ塵芥

層中ニ打チ込ミ任意ノ層ヨリ瓦斯ヲ二連球

ニ依リテ吸引シ罐中ニ捕集セリ。定量方法

ニ就テハ各章ニ於テ述ベシ。

### 第二節 臭氣竝ニ反應

臭氣ハ極ヌテ惡臭ニシテ暫ク嗅グコトヲ

得ザル獨特ノモノニシテ腐敗臭ナリ。尙且

ツ刺戟性アリ。

セラルル「アムモニア」ニ由ルコトヲ知レリ。

### 第三節 炭酸瓦斯( $\text{CO}_2$ )

炭酸瓦斯ノ毒性ニ關シテハ今日迄 Pettenkoffer 以下 Flügge, Haldane, Hill, Benedict<sup>7</sup> 其他ノ學者ノ研究ニヨリ略究明セラベ、  $\text{CO}_2$  ノ含量0.5—2.0%ニ達スルモ不快感ナク、然シ此際運動スレバ不快ヲ感ズ。唯 $\text{CO}_2$  ノ濃度ガ5—7%ニ達スル時ハ呼吸困難、眩暈、耳鳴等ノ症狀ヲ呈シ、10—11%ニ達スレバ頭痛、恶心等ノ症狀ヲ呈ス。而シテ炭酸瓦斯ハソレ自身ノ毒性ハ極メテ少タ、 $\text{CO}_2$  ノ多寡ハ實際問題トシテハ單ニ空氣汚染ノ標尺トシテノミ重要ナル意義ヲ有ス

ルコトハ周知ノ事ナリ。

#### $\text{CO}_2$ ノ測定方法

鐵管ヨリ吸收セラレタル瓦斯ヲ先づ硫酸中ニ通ジ、斯クシテ導カレタル瓦斯ヲ一定容積ノ罐中ニ捕集シ Pettenkoffer 氏法ニヨリ測定セリ。瓦斯捕氣罐ハ塵芥投棄場ニリ發生セル  $\text{CO}_2$  量餘リニ多キトキハ容積700cc 位ノ小ナル捕氣罐ヲ使用セリ。

#### 試驗成績

塵芥投棄場ノ各層ヨリ發生セル瓦斯中ノ  $\text{CO}_2$  量ヲ測定シタルニ次ノ如キ成績ヲ得タリ。

第一表

瓦斯採取層ノ深さ	3 cm	2 m	4 m	7 m	地表ヨリ60 cm上層	
$\text{CO}_2$ 量	0.915%	218%	降雨後9.68%	7.99%	0.653%	0.502%

第一表ニ示スガ如ク塵芥堆積層ノ表面ヨリ3cm下ノ層ニ $\text{CO}_2$  発生量ハ少ク、二米突ニ達スルト相當多量ニ發生シ、四米突下ニテハ最多量ノ  $\text{CO}_2$  ヲ發生ス。尙此層附近ニテハ溫度70°C位ナリキ。岡崎氏ノ説ヲ以テ律スレバ此四米突下ハ最モ腐敗ノ旺盛ナル層ナリト言ヒ得ベシ。此層ヨリ發生スル  $\text{CO}_2$  量ニテハ人ランテ呼吸困難、眩暈、頭痛等ヲ惹起セシメ得ベシ。七米突下ニテ

火鉢等ニヨル燃房ノ際發生スル室内酸化炭素量ニ就キ詳細ナル研究ヲ發表セリ。由之觀之諸工場ノミナラズ微量ノ酸化炭素

(0.01—0.03%)ハ吾人ガ日常生活ニ於イテ屢々遭遇シツツアルモノノ如シ。而シテ如斯微量ノ酸化炭素ハ吾々人類ニ有害ナリヤ

否ヤハ重要ナル問題ニシテ今日迄ニ諸學者ニ依リテ研究セラレタリ。COノ毒性ハ赤血球ト酸素トノ結合量ヲ甚ダシク減少セシム

爾外、神經毒(0.03—0.04%以上ニ於イテノミ見ラル)或ヘ Protoplasma 毒性ナリト稱セラレタリ。然レドモ特殊毒性説ト其否定説トアリテ實驗的ニハ否定説堅キモノアリ。中毒症狀ニ就キ略述ゼン。急性酸化炭素中毒ニ罹ケル動物ノ症狀ハ比較的定型的

ニシテ三ツノ時期ヲ經過ス。①麻痺期②痙攣期③假死期ノ三期ナリ。人間ノ中毒症狀

ニ於テ酸化炭素中毒初期ノ最モ先ニ表ハル、徵候ハ森田氏<sup>8</sup>ニ依レバ 頭痛ナリト謂ヒ、漸次中毒進行スルニ連レ耳鳴、眩暈、恶心、嘔吐等初期ノ現象ナリ。顏面紅潮ヲ呈シ、外觀上恰モ酩酊シテ居ル有様ニ見エ、

斯クシテ失神シ遂ニ痙攣ヲオコシ、假死ニ陥ル。此假死期ニナルト手足ノ運動障害ノ外

ニ知覺麻痺ガ特有ナリ。次ノ時期ニハ死スルカ或ハ死ヨリ免カルルカニ在リ。又多クハ覺醒後ニハ記憶力消失ス。幸運ニシテ死ヲ免カルル時ト雖モ恢復後色々ノ嫌フベキ

病氣ヲ惹起スルコトアリ。即チ血管壁及神經細胞ノ榮養障害ナリ。故ニ血管破裂、痴呆症、脳脊髓軟化、麻痺、耳聾、失語症、健忘症、多發性神經炎、舞踏病多發硬變、

ビステリー性嗜等種々ナル續發症ヲ生ズルコトアリ。尙特ニ高度ニシテ持続スル貧血又ハ腎臟炎ヲ起スコト有リトノ報告アリ。

尙CO中毒ノ限界量ニ就キ爲野氏<sup>9</sup>ハ其指針トナルベキハ網狀赤血球ノ出現程度ニシテ CO 毒性限界量ハ 0.01% ナリトセリ。CO

ノ慢性中毒ノ場合生體ニ及ボス影響ハ瓦斯代謝異常、物質代謝異常、中毒尿中ニハ蛋白ニ伴ヒ常ニ糖ヲ有シ、血液ニ變狀ヲ來ス。

諸種動物ハ酸化炭素ニ依リテ中毒死ヲキタス。其致死量ハ西村氏<sup>10</sup>ニヨレバ一時間ノCO 吸入ニテ死スル最少限度量八十姊妹ハ0.25%、雀ハ0.3%、小鼠0.3—0.4%ニシテ犬ハ0.5%ナリキ。而シテ海猿ハ1.0%ニシテ死シ、家兔ハ1.3%ニテ絶命セリ。即チ

小鼠ハ血中ノ CO-Hb 量ガ約 70% ニ達セシ場合ニ死シ、犬ハ86%、家兔ハ88%ノ血色素ガ CO ニヨリテ飽和セラレタル場合ニ死

森田及西村<sup>8</sup>兩氏ハ石油瓦斯ノ各暖爐及

### 第四節 酸化炭素(CO)

#### 酸化炭素ノ毒性ノ概念

セル結果トナレリト報告セリ。以上ノ如ク

COハ動物ニ對シテ極メテ毒性強シ。

#### 試験方法

可檢瓦斯ノ採取方法ハ先づ鐵管ヲ塵芥層中ニ打チ込ミ之ヨリ導キタル「ガム」管ヲ瓦斯吸收罐ニ連續セリ。最初ノ吸收罐ニハ Aetzkali ノ小片ヲ満シ。不飽和炭化水素、硫化水素、無水亞硫酸、其他還元性瓦斯ヲ吸收除去シ、次ノ吸收罐ニハ濃硫酸ヲ入レ、炭化水素化合物竝ニ「アムモニア」等ヲ吸收セリ。斯クノ如クニ處置セラレタル瓦斯ハ最後ニ立ノ捕氣罐中ニ水ヲ充滿シコノ水流出セシムルコトニ依リテ捕氣罐中ニ検體ヲ置換シ、コノ瓦斯ニ就テ COヲ検査セリ。

定性試験  
COノ定性試験方法トシテ以下ノ三方法ヲ行ヘリ。  
(1) Franzen u. Mayer 氏法即チ黃色血滷法、家兔ノ脫纖維血液 5cc に 20% 黃色血滷溶液 7.5cc ラ加へ、之に 33% ノ醋酸 3cc 加へ、之ヲ可檢瓦斯中ニ一定時間放置スルトキハ血液ハ赤褐色ヲ呈セリ。之ニ依リテノ CO ノ存在ヲ知レリ。

(2) 次ニ亞「クロールバラヂウム」ヲ以テ濡シタル濾紙ノ黒變スルコトニ依リテ CO

ノ存在ヲ知レリ。

(3) 更ニ空氣中ノ CO ノ微量精密測定法  
トシテ「家原氏」ハ「マウス」竝ニ小禽ヲ用ヒ、血中ノ CO-Hb 量ヲ空氣中ノ CO ノ濃度ヲ測定スル方法ハ化學的鑑識法ヨリ遙カニ有利ナリトセリ。著者等ハ一一四ノ「マウス」ヲ數箇ノ金網製籠ノ中ニ入レ之ヲ塵芥堆積層ノ横ニ堀リタル孔中ニ入レ置キ其狀態ヲ觀察セリ。然ルニ「マウス」ヘ孔中ニ入レラレタル直後ニハ不安狀態ニナリ籠中ヲ遁走セントシテ馳驅シ、次第ニ運動不活潑、食慾不振トナリ、食餌ハ是ヲ取ラザリキ。最後ニ立ノ捕氣罐中ニ水ヲ充满シコノ水流出セシムルコトニ依リテ捕氣罐中ニ検體ヲ置換シ、コノ瓦斯ニ就テ COヲ検査セリ。

第二表ニ示スガ如ク表層ニモ CO ハ發生シ、二米突、四米突、七米突ト次第ニ深層ニ至ルニ從ツテ其發生量ヲ增加シ、極メテ深キ層ニテハ其發生ヲ見ザリキ。前述ノ如ク爲野氏ハ酸化炭素中毒限界量ヲ 0.01% ナリトセリ。之ニ依レバ第二表ニ示スガ如ク此塵芥投棄場ノ二米突ノ深層ヨリ發生セル CO 量ハ中毒ヲ起サシムル限界内ニ在リ。

試験成績  
吊シ、其黒變セル時間ヲ以テ CO ノ含量ヲ度ヲ測定スル方法ハ化學的鑑識法ヨリ遙カニ有利ナリトセリ。著者等ハ一一四ノ「マウス」ヲ數箇ノ金網製籠ノ中ニ入レ之ヲ塵芥堆積層ノ横ニ堀リタル孔中ニ入レ置キ其狀態ヲ觀察セリ。然ルニ「マウス」ヘ孔中ニ入レラレタル直後ニハ不安狀態ニナリ籠中ヲ遁走セントシテ馳驅シ、次第ニ運動不活潑、食慾不振トナリ、食餌ハ是ヲ取ラザリキ。最後ニ立ノ捕氣罐中ニ水ヲ充满シコノ水流出セシムルコトニ依リテ捕氣罐中ニ検體ヲ置換シ、コノ瓦斯ニ就テ COヲ検査セリ。

大略次ノ如シ。

瓦斯採取層ノ深さ	3 cm	2 m	4 m	7 m	地表ヨリ 60 cm 上層
CO 量	0.05% <sub>00</sub>	0.1% <sub>00</sub>	C.2—03% <sub>00</sub>	0.3% <sub>00</sub>	—

酸化作用充分ニ行ハレ、有機物ガ直チニ CO<sub>2</sub> トナルニ反シ之ヨリ深層ニ於テハ酸素ノ供給惡シク故ニ酸化作用不充分ニシテ有機物ガ直チニ CO<sub>2</sub> ハマテ酸化セズシテ酸化ノ途中ナル CO トナリテ存在スルナラント思惟セラル。

第五節 「アムモニア」(NH<sub>3</sub>)  
「アムモニア」ハ種々ナル含窒素有機物ノ更ニ進ムトキハ CO 量ハ増加スル故ニ此處ヨリ發生スル瓦斯ハ極メテ危險ナリト言ヒ得ベシ。此處ニ興味アルコトハ CO 発生量ハ他ニセル處ナリ。即チ CO 以外ノ瓦斯ハ酵酶ノ最モ旺盛ナル處、即チ四米突下ニ於テ最多量ニ發生セルニ拘ラズ、CO ハ於テハ酵酶ノ旺盛ナル處ヨリ更ニ下層即チ酵酶ノ稍終熄セル層、七米突下ニ於テ其發生量ガ最大ナルコトナリ。此處ニ於テ著者等ノ按ズルニ氣罐中ニ瓦斯ヲ導キ定規硫酸 50cc ラ入レ、鐵管ヲ塵芥投棄場ニ打チ込ミ、之ヨリ捕

CO ノ定量方法ニハ種々ノ方法アルモ著者等ノ場合ハ出張先ナレバ遺憾ナガラ極メテ簡便ナル方法即チ Foder 氏概略定量方法ニ依リテ測定セリ。即チ可檢氣體ノ満サレタル罐中ニ亞「クロールバラヂウム」液ヲ塵芥投棄場ノ表層ハ空氣ノ流通良ク從ツテ

CO ノ定量方法ニハ種々ノ方法アルモ著者等ノ場合ハ出張先ナレバ遺憾ナガラ極メテ簡便ナル方法即チ Foder 氏概略定量方法ニ依リテ測定セリ。即チ可檢氣體ノ満サレタル罐中ニ亞「クロールバラヂウム」液ヲ塵芥投棄場ノ表層ハ空氣ノ流通良ク從ツテ

蟻ラ廻轉シツツ良ク振盪シ蟻中ノ「アムモニア」ヲ悉ク吸收セシメタリ。ロノ「アムモニア」ヲ吸收セル硫酸溶液ニ苛性曹達溶液ヲ加ヘテ弱「アルカリ」性トナシ、之ニネスレル試薬ヲ入レ一般水中ノNH<sub>3</sub>定量法ニ

準ジ比色法ニ依リテ定量セリ。

ニア」ヲ悉ク吸收セシメタリ。ロノ「アムモニア」ヲ吸收セル硫酸溶液ニ苛性曹達溶液ヲ加ヘテ弱「アルカリ」性トナシ、之ニネスレル試薬ヲ入レ一般水中ノNH<sub>3</sub>定量法ニ

ニア」量ハ次ノ如シ。

瓦斯採取  
層ノ深サ  
NH<sub>3</sub>量

3cm	2m	4m	7m	地表ヨリ 60cm上層
0.039% <sub>00</sub>	3.615% <sub>00</sub>	6.03% <sub>00</sub>	0.0683% <sub>00</sub>	0.0562% <sub>00</sub>

塵芥投棄場ノ各層ヨリ發生セル「アムモニア」量ハ次ノ如シ。

第三表

瓦斯採取 層ノ深サ	3cm	2m	4m	7m	地表ヨリ 60cm上層
NH <sub>3</sub> 量	0.074% <sub>00</sub>	0.147% <sub>00</sub>	0.149% <sub>00</sub>	0.087% <sub>00</sub>	0.073% <sub>00</sub>

第三表ニ示スガ如クNH<sub>3</sub>發生量ハ表層

ハ極メテ少ク、二米突下ハ相當多量ニ發生

シ、四米突下即チ酵酔ノ最モ旺盛ナル處ニ

テハ最多量ニ發生セリ。七米突下ニテハ其

發生量ハ次第ニ減少スルヲ見タリ。

#### 第六節 硫化水素 (SH<sub>2</sub>)

硫化水素ハ有機物ノ分解ニ依リテ生シ、

普通便所、下水等ノ周圍ノ空氣中ニ存在

ス。普通ニテハ大害ナケレドモ時々シテハ

中毒ヲオコストアリ。0.1%<sub>00</sub>マダ其中ニ

耐ヘ得ラルレドモ長ク居ルトキハ諸粘膜ノ刺戟症狀ヲ呈シ、倦怠、頭痛、眩暈、嘔吐等ヲキタン、多量ニ存在スレバ卒倒スルコトアリ。

#### 試験方法

定性試験  
瓦斯採取  
層ノ深サ  
SH<sub>2</sub>量

塵芥投棄場ノ各層ヨリ發生セルSH<sub>2</sub>量ハ次ノ如シ。

第四表 第四表

瓦斯採取 層ノ深サ	3cm	2m	4m	7m	地表ヨリ 60cm上層
SH <sub>2</sub> 量	0.074% <sub>00</sub>	0.147% <sub>00</sub>	0.149% <sub>00</sub>	0.087% <sub>00</sub>	0.073% <sub>00</sub>

第四表ニ示スガ如ク表層ニ於イテハSH<sub>2</sub>ノ發生量ハ、極メテ少ク、深層ニ進ムニ連

レテ其發生量ヲ増加シ、二米突下ニ四米突下即チ酵酔ノ最モ旺盛ナル層ニ於イテハ多

量ニ發生ス。之ヨリ以下ノ層ハ次第ニ其量ヲ減少スルヲ見タリ。硫化水素ハ他ノ瓦斯

ニ比シテ其發生量ハ少ナカリキ。

第五節 燃燒性瓦斯

塵芥投棄場ヨリ發生セル瓦斯中ニハ炭化水素瓦斯即チ「メタン」「H<sub>2</sub>」等燃燒性瓦斯ノ存在ヲ知レリ。

第六節 燃燒性瓦斯

塵芥投棄場ヨリ發生セル燃燒性瓦斯量ハ

ニ比シテ其發生量ハ少ナカリキ。

第七節 燃燒性瓦斯

塵芥投棄場ヨリ發生セル燃燒性瓦斯量ハ

ニ比シテ其發生量ハ少ナカリキ。

第八節 燃燒性瓦斯

塵芥投棄場ヨリ發生セル燃燒性瓦斯量ハ

ニ比シテ其發生量ハ少ナカリキ。

第九節 燃燒性瓦斯

塵芥投棄場ヨリ發生セル燃燒性瓦斯量ハ

ニ比シテ其發生量ハ少ナカリキ。

第十節 燃燒性瓦斯

塵芥投棄場ヨリ發生セル燃燒性瓦斯量ハ

ニ比シテ其發生量ハ少ナカリキ。

第五表 第五表

瓦斯採取 層ノ深サ	3cm	2m	4m	7m	地表ヨリ 60cm上層
燃燒性瓦斯量	3.4—4.4%	4.4—5.5%	5—5.5%	1.1—2.7%	—

第五表ニ示スガ如ク表層ニテモ燃燒性瓦斯ハ多量ニ存在シ、二米突、四米突下ノ層ハ最多量ニ存在ス。即チ酵酔ノ旺盛ナル層ニヨリテ測定セリ。

斯ハ多量ニ存在シ、二米突、四米突下ノ層ハ最多量ニ存在ス。即チ酵酔ノ旺盛ナル層ノ小學校ノ庭園ニ樹木ヲ植エタルニ中々生長セズ。大抵ハ枯死セリ。之ハ海岸近クナル爲メニ潮風ニ依ルモノト思ヒ、海風ニ當リテ生長セル樹木ヲ此處ニ移植シタルニ數ヶ月ニシテ之等モ亦枯死セリ。然ルニ建築物ノ蔭ニ在リテ東風ノ影響ヲ餘リ蒙ラザル

此塵芥投棄場ヨリ半町程隔リタル處ニ前

試験成績

コノ燃燒性瓦斯ハ燃燒法ニ依リテ定量セリ。即チ Haldane 氏裝置ニヨレリ。

試験方法

第四部第一〇類(II) 市街地建築物法中改正法律案特別委員會議事記録第一號(1) 昭和十三年三月七日 貴族院

處ニハ樹木ハ生長セリ。之ハ塵芥投棄場ノ上ヲ吹キ來ル海風ノ影響ナリト思惟セラル。即チ塵芥投棄場ヨリ發生セル瓦斯ガ植物ニモ有害ニシテ其發育ヲ阻止セシタルニ由ルコトハ明カナリ。尙同小學校ノ校長ノ經驗ニ依レバ、樹木中此處ニ生長シ得ルモノハ「タマツバキ」、「山桑」、「グミ」、「ハナス」等ナリト。

## 考 察

四十餘年間塵芥ヲ投棄シ堆積セル場所ノ各層ヨリ發生セル瓦斯ニ就テ分析試験ヲ行ヒタル結果、炭酸瓦斯、酸化炭素、「アムモニア」、硫化水素、燃燒性瓦斯等ヲ證明シ得タリ、是等ノ諸瓦斯ニ就テ其發生狀態ヲ見ルニ酸化炭素ヲ除ク總テノ瓦斯ハ醣酵ノ最モ旺盛ナル層ヨリ多量ニ發生スルヲ見タリ。然ルニ酸化炭素ハ醣酵ノ最モ旺盛ナル層ニ於イテ多量ニ發生スルヲ見タリ。其發生セル瓦斯中炭酸瓦斯ハ最モ多量ニ發生シ次ハ「アムモニア」、燃燒性瓦斯、酸化炭素ノ順序ニ發生量少々、硫化水素ハ最少量ナリキ。是等ノ瓦斯ハ有毒性瓦斯ニシテ尙是等ノ瓦斯ノ混在スルトキハ其毒性ハ更ニ強カルベシ。就中酸化炭素ハ猛毒ナルコトハ既ニ述べタル如クニシテ、而モ中毒ヲ起シ得ルニ充分ナル量發生シ居レ

リ。又植物モ此瓦斯ニ曝サル時ハ枯死スルヲ見タリ。加之此瓦斯ハ極メテ惡臭ナリキ。故ニ前述ノ新聞記事モ信ジ得ベキ點多シト思惟セラル。

此處ニ於イテ按ズルニ塵芥ヲ陸上ニ投棄スル際ニ其處ニ發生セル瓦斯ハ人體竝ニ動物ノミナラズ植物ニモ有害ナリ。尙且ツ塵芥ヲ以テ埋立テタル土地ニ家屋ヲ建築シ居住スル場合ハ保健上極メテ考慮ヲ要スルモノナルコトヲ窺知シ得。

## 總括竝ニ結論

函館市塵芥投棄場ヨリ發生セル瓦斯ノ分析ニ當リ次ノ如キ成績ヲ得タリ。  
(1) 臭氣ハ極メテ惡臭ニシテ獨特ノ腐敗臭ニシテ刺戟性ヲ有ス。

(2) 炭酸瓦斯ハ發生瓦斯中最少量ニシテ、特ニ醣酵ノ旺盛ナル層、即チ四米突下ハ最モ多量ニ發生ス。深層ニ行クニ從ツテ發生量ハ減少セリ。

(3) 酸化炭素ハ表層ニ於イテモ尙發生シ、醣酵ノ旺盛ナル層ニ至ルニ隨ヒ次第ニ其量ヲ增加シ、尙更ニ深層即チ七米突下ハ其最多量ヲ發生セルヲ見タリ。然ルニ最深部ニハソノ發生ヲ見ザリキ。之ハ他ノ瓦斯ト趣ラ異ニスル處ナリ。

(4) 「アムモニア」ハ其發生量ハ炭酸瓦斯

ニ次イデ多量ニ發生セリ。醣酵ノ最モ旺盛ナル層ニ於イテハ其發生量最モ多ク、其レ以下ノ深層ニ行クニ從ヒ其量ヲ減少セリ。然レドモ最深層ニ於イテモ尙存在セリ。

(5) 硫化水素ハ發生瓦斯中最少量ナリキ。醣酵ノ旺盛ナル層竝ニ其レ以上ノ層ニ物體ノミナラズ植物ニモ有害ナリ。尙且ツ塵芥ヲ以テ埋立テタル土地ニ家屋ヲ建築シ居住スル場合ハ保健上極メテ考慮ヲ要スル於イテモ尙存在セリ。

(6) 燃燒性瓦斯ハ多量ニ發生セリ、醣酵ノ最モ旺盛ナル層ニ於イテハ最多量ニ發生スレドモ、コレ以上ノ層ニテハ略同量ノ發生量ヲ見タリ。尙深層ニ行クニ從ヒ、ソノ臭氣ハ極メテ惡臭ニシテ獨特ノ腐敗臭ニシテ刺戟性ヲ有ス。

(7) 塵芥投棄場ヨリ發生セル瓦斯ハ以上ノ瓦斯ノ混合ナル故ニ極メテ有毒ナリ。就中猛毒ナル酸化炭素ヲ發生スルコトハ注意見ザリキ。

(8) 森田、西村……國民衛生、第三卷、第九號、一三〇九頁。(9) 森田……日本微生物學會雜誌、第一六卷、第一一號、一二二號。(10) 爲スレドモ、コレ以上ノ層ニテハ略同量ノ發生量ヲ見タリ。尙深層ニ行クニ從ヒ、ソノ臭氣ハ極メテ惡臭ニシテ獨特ノ腐敗臭ニシテ刺戟性ヲ有ス。

(11) 西野……國民衛生、第六卷、一九四頁。(12) 西村……國民衛生、第四卷、三三六頁。(13) 家原……國民衛生、第三卷、一四九七頁。

(14) 公衆衛生、第二卷、二二二頁。(15) 公衆衛生、第三卷、二二三頁。(16) 公衆衛生、第三卷、二二四頁。(17) 公衆衛生、第三卷、二二五頁。(18) 公衆衛生、第三卷、二二六頁。

二日。(6) 函館新聞……第一二八二七號、昭和六年四月十六日。(6) 函館新聞……第一二八二八號、昭和六年四月十七日。(6) Park: Public Health and Hygiene 1928, p. 288.

## 文 獻

(1) 木村、青木、佐々木……北海道醫學雜誌第一〇年第五號。(2) 岡崎……國民衛生、

第四卷一二五一页。(3) 函館每日新聞……第一一四二四號、昭和六年四月八日。(4) 函館新聞……第一二二八二三號、昭和六年四月一

二日。(5) 函館新聞……第一二八二七號、昭和六年四月十六日。(6) 函館新聞……第一二二八二八號、昭和六年四月十七日。(6) Park: Public Health and Hygiene 1928, p. 288.